

品川区ドメスティック・バイオレンス、ストーカー行為等、児童虐待およびこれらに準ずる行為の被害者の支援に関する住民基本台帳事務取扱要綱

制定 平成 16 年 6 月 22 日区長決定 要綱第 99 号
改正 平成 18 年 10 月 27 日区長決定 要綱第 136 号
改正 平成 21 年 3 月 25 日部長決定 要綱第 61 号
改正 平成 22 年 1 月 12 日区長決定 要綱第 1 号
改正 平成 24 年 10 月 1 日区長決定 要綱第 215 号
改正 平成 27 年 4 月 1 日部長決定 要綱第 6 号
改正 平成 28 年 12 月 12 日部長決定 要綱第 259 号

(目的)

第 1 条 この要綱は、ドメスティック・バイオレンス、ストーカー行為等、児童虐待およびこれらに準ずる行為の加害者が住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）に規定する住民基本台帳の一部の写しの閲覧および住民票の写し等の交付ならびに戸籍の附票の写しの交付（以下「住民基本台帳の閲覧等」という。）の制度を不当に利用し、これらの被害者の住所を探索することを防止し、もって、被害者の支援を図ることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) ドメスティック・バイオレンス 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（平成 13 年法律第 31 号。以下「配偶者暴力防止法」という。）第 1 条第 1 項に規定する配偶者からの暴力をいう。
- (2) ストーカー行為等 ストーカー行為の規制等に関する法律（平成 12 年法律第 81 号。以下「ストーカー規制法」という。）第 2 条第 2 項に規定するストーカー行為等をいう。
- (3) つきまとい等 ストーカー規制法第 2 条第 1 項に規定するつきまとい等をいう。
- (4) 児童虐待 児童虐待の防止等に関する法律（平成 12 年法律第 82 号。以下「児童虐待防止法」という。）第 2 条に規定する児童虐待をいう。

(支援の対象)

第 3 条 この要綱に基づく支援の対象者は、品川区の住民基本台帳に記録され、または戸籍の附票に記載されている者であって、次の各号のいずれかに該当する者であることを警察署や配偶者暴力支援相談機関、児童相談所等に届け出ているものとする。

- (1) 配偶者暴力防止法第 1 条第 2 項に規定する被害者であって、かつ、更なる暴力によ

り、その生命または身体に危害を受けるおそれのあるもの。

(2) ストーカー行為等の被害者であって、かつ、更に反復して、つきまとい等をされるおそれがあるもの。

(3) 児童虐待防止法第2条に規定する児童虐待を受けた児童である被害者であり、かつ、再び児童虐待を受けるおそれがあるものまたは監護等を受けることに支障が生じるおそれがあるもの。

(4) 前3号に規定するもののほか、これに準ずる被害を受けるおそれがあるもので、区長が必要と認めるもの。

(支援の申出)

第4条 この要綱に基づく支援を受けようとする者（以下「申出者」という。）は、支援措置（延長）申出書により区長に申し出なければならない。

2 申出者は、前項の規定による申出を行うに当たり、当該申出者と同一の住所を有する者（以下「同居者」という。）への支援および他の市区町村における支援の実施を併せて申し出ることができる。

3 区長は、前2項の規定による申出を受け付ける際に、当該申出者に対し、身分証明書等の提示を求め、または質問をし、それに回答させることにより、本人であることの確認を行うものとする。

4 第3条第3号の被害者については、児童相談所長または被害者の監護に当たる児童福祉施設の長、里親若しくはファミリーホーム事業（小規模住居型児童養育事業）を行う者を当該被害者の代理人として取り扱うことができるものとする。この場合において、区長は、児童相談所長、児童福祉施設の長、里親又はファミリーホーム事業を行う者（これらの職員を含む。）の出頭を求め、当該被害者の監護等をしている事実を確認するに足る書類を提示させるとともに、前項に準じてこれらの者が本人であることの確認を行うものとする。

(支援の必要性の確認)

第5条 区長は、前条第1項および第2項の規定による申出があったときは、次に掲げる事項について警察署等に照会を行い、文書等による回答を求めることにより、当該申出者に対する支援の必要性を確認するものとする。

(1) 当該申出者が第3条各号のいずれかに該当する者であること。

(2) ドメスティック・バイオレンス、ストーカー行為等、児童虐待の加害者（以下「加害者」という。）が当該申出者または同居者の住所を探索する目的で、当該申出者または同居者の住民票の写し等の請求（以下「請求」という。）を行うおそれがあると認められること。

(支援の決定)

第6条 区長は、前条の規定による確認を行った場合で、住民基本台帳法第12条第6項または第20条第5項の規定に該当すると認めるときは、当該申出者または同居者を支援することを決定し、当該申出者に支援決定通知書により通知する。

(支援措置の内容)

第7条 区長は、前条の規定による支援の決定を受けた者（以下「支援対象者」という。）に対し、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める支援措置を行う。

- (1) 加害者が判明しており、かつ、当該加害者から請求がなされたとき。不当な目的があるものとして当該請求に応じないこと。ただし、住民票の写し等の交付または戸籍の附票の写しの交付の場合で、区長が特別の理由があると認めたときは、別に定めるところにより、当該加害者に直接交付しない方法により処理するものとする。
- (2) 支援対象者本人から請求がなされたとき。加害者が支援対象者になりすまして行う請求を防止するため、代理人（第4条第4項に規定する代理人を除く）または郵送等による請求に応じないこととし、請求を行う者の本人確認を厳格に行うこと。
- (3) その他の第三者から請求がなされたとき。加害者が第三者に依頼し、または第三者になりすまして行う請求を防止するため、請求を行う者の本人確認を厳格に行うとともに、請求事由を明らかにする資料の提示（必要に応じて法令により請求事由を明らかにすることを要しない場合を含む。）を求めるなど厳格な審査を行い、虚偽または不当な請求でないことを確認すること。

2 区長は、住民基本台帳の一部の写しの閲覧用リストから支援対象者に係る記載を削除するものとする。

（支援措置の期間）

第8条 前条の支援措置を行う期間は、第6条の規定による支援の決定の通知を行った日から1年間とする。ただし、支援対象者（同居者を除く。次条において同じ。）から、支援措置（延長）申出書により支援措置の延長を求める旨の申出があったときは、これを延長することができる。この場合、支援措置の期間終了の1月前から延長の申出を受けけるものとし、延長後の支援措置の期間は、延長前の支援措置の期間の終了日の翌日から起算して1年間とする。

2 前3条の規定は、前項ただし書の申出があった場合について準用する。

（支援措置の終了）

第9条 区長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、支援措置を終了する。

- (1) 当該支援対象者から、支援措置終了申出書により支援措置の終了を求める旨の申出があったとき。
- (2) 前条の期間を経過し、当該支援対象者から支援措置の延長の申出がなかったとき。
- (3) その他区長が支援の必要性がなくなったと認めたとき。

2 区長は、前項の規定により支援措置を終了したときは、支援終了通知書により当該支援対象者に通知する。

（他の市区町村における支援等）

第10条 区長は、第4条第2項の規定により他の市区町村における支援措置の実施を求める旨の申出があったときは、支援措置（延長）申出書の写しを当該市区町村長に転送するものとする。

2 区長は、前項の申出により、当該支援対象者が他の市区町村において支援を受けている場合であって、前条第1項の規定により支援措置を終了したときは、当該市区町村長

に対し、その旨を通知するものとする。

- 3 区長は、他の市区町村長から支援措置の実施を求める申出を受けたときは、当該申出者について、第5条の規定による支援の必要性の確認を行ったものとみなして、当該申出者に対する支援を行うものとする。

(委任)

第11条 この要綱の施行について必要な事項は、別に地域振興部長が定める。

付 則

この要綱は、平成16年7月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成18年11月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成21年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成22年2月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成24年10月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成27年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成28年12月12日から適用する。